

伊丹市健康づくり計画推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市民が生活の質を高め、いつまでも健康で生きいきと暮らしていくために、本市健康づくり計画に基づく健康づくり施策を積極的に推進するため、伊丹市健康づくり計画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する施策のより効果的な実施に関すること。
- (2) 市民ニーズを取り入れた新しい健康づくり施策に関すること。
- (3) 健康づくり関連団体等との連携・人材の育成に関すること。
- (4) 健康づくり施策の体系化に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

3 保健医療推進室長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 委員長は、連絡会議の所掌事務の審議を行うため、その他必要があると認めるときは、連絡会議を招集する。

2 連絡会議は、委員長が主宰する。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成員以外の者を連絡会議に出席させて意見を聞き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、健康福祉部保健医療推進室健康政策課が行う。

(細則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

保健医療推進室長 政策室主幹 研修厚生課長 財政企画課長
まちづくり推進課長 生活環境課長 公園課長 地域・高
年福祉課長 介護保険課長 こども福祉課長 国保年金課長
健康政策課長 農業政策課長 まちなかにぎわい課長 道路
建設課長 学事課長 保健体育課長 こども若者企画課長
子育て支援課長 幼児教育推進課長 社会教育課長 スポー
ツ振興課長 公民館長 市立伊丹病院医事課長